

# 平成23年度における医学部入学定員の増員について

平成22年10月21日

## 1. これまでの経緯

- 医師の養成数については、昭和57年及び平成9年の閣議決定により、入学定員を7,625人まで抑制。
- 近年の医師不足に対応するため、平成20年度より入学定員を増員し、平成22年度は、地域の医師確保等の観点から、360人増(前年度比)の8,846人に増員。

## 2. 基本の方針

- 平成23年度については、「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」や、9月29日に公表された厚生労働省の「病院等における必要医師数実態調査」の結果等を踏まえ、大学や都道府県の意向を確認しつつ、今年度と同様の枠組みで、地域の医師確保等の観点から、緊急臨時的に医学部入学定員増を認める。

## 3. 平成23年度の入学定員の増員

### 枠組み

#### 地域の医師確保の観点からの定員増

- 都道府県の地域医療再生計画に基づき、地域の医師確保に係る奨学金を活用し、選抜枠を設けて医師定着を図ろうとする大学の入学定員の増員を認める。
- 各都道府県につき、10人以内の増員を認める。

#### 研究医養成のための定員増

- 優れた教育研究資源を活かし、学部・大学院教育一貫した特別コース及び奨学金を設ける等を条件に、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成の拠点を形成しようとする大学の入学定員の増員を認める。
- 各大学につき3人以内。最大10人

#### 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例

- 歯学部入学定員を減員する大学について、減員数の範囲内で一定の医学部入学定員の増員(10人以内)を認める。最大30人

### 増員期間

平成31年度までの9年間(以降の取扱いは、その時点の医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断)

# 医学部（医学科）入学定員の推移

※入学定員には編入学定員を含む。私立大学の入学定員は募集人員を記載。

| 区分                 | 国立<br>(42校) | 公立<br>(8校) | 私立<br>(29校) | 合計(79校) |
|--------------------|-------------|------------|-------------|---------|
| 昭和56年4月<br>ピーク時の定員 | 4,580       | 660        | 3,040       | 8,280   |

## ○昭和57年9月 「今後における行政改革の具体化方策について」閣議決定

医師については、全体として過剰を招かないように配慮し、適正な水準となるよう合理的な養成計画の確立について政府部内において検討を進める。

## ○昭和61年.6月 厚生省「将来の医師需給に関する検討委員会」最終意見

平成7年を目途として医師の新規参入を最小限10%削減すべき。※平成18年度までに7.9%削減

## ○平成9年6月 閣議決定「財政構造改革の推進について」

大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ引き続き医学部定員の削減に取り組む。

## ○平成10年5月 厚生省「医師の需給に関する検討会」報告書公表

当面、昭和62年に立てた削減目標の未達成部分の達成を目指す。

国▲490  
公▲ 5  
私▲160



|                   |       |     |       |       |
|-------------------|-------|-----|-------|-------|
| 平成19年4月<br>削減後の定員 | 4,090 | 655 | 2,880 | 7,625 |
|-------------------|-------|-----|-------|-------|

## ○平成18年8月 新医師確保総合対策

医師不足県において、10名を限度として、暫定的な定員増を容認 等

## ○平成19年8月 緊急医師確保対策

全都道府県において、5名（北海道は15名）を限度として、暫定的な定員増を容認 等

合計+168  
国+75  
公+73  
私+20

|         |       |     |       |       |
|---------|-------|-----|-------|-------|
| 平成20年4月 | 4,165 | 728 | 2,900 | 7,793 |
|---------|-------|-----|-------|-------|

## ○平成20年6月 閣議決定「経済財政改革の基本方針2008」

これまでの閣議決定（※）に代わる新しい医師養成の在り方を確立する。

（※）早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する。

緊急医師確保対策による増員分を含む。

合計+693  
国+363  
公+ 59  
私+271



|         |       |     |       |       |
|---------|-------|-----|-------|-------|
| 平成21年4月 | 4,528 | 787 | 3,171 | 8,486 |
|---------|-------|-----|-------|-------|

## ○平成21年6月 閣議決定「経済財政改革の基本方針2009」

地域間、診療科間、病院・診療所間の医師の偏在を是正するための効果的な方策及び医師等人材確保対策を講ずる。

- ①地域の医師確保のための定員増:313人(国227、公25、私61)
- ②研究医養成のための定員増:17人(国13、私4)
- ③歯学部入学定員削減を行う大学の特例:30人(国25、私5)

合計+360  
国+265  
公+ 25  
私+ 70



|         |       |     |       |       |
|---------|-------|-----|-------|-------|
| 平成22年4月 | 4,793 | 812 | 3,241 | 8,846 |
|---------|-------|-----|-------|-------|



## ○平成22年6月 閣議決定「新成長戦略」

第3章(2)ライフ・イノベーションによる健康大国戦略「医師養成数の増加」